

1. 議事日程

(平成19年第3回安芸高田市議会9月定例会第3日目)

平成19年9月14日  
午前10時開会  
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸
6番	川 角 一 郎	7番	塚 本 近
8番	赤 川 三 郎	9番	松 村 ユ キ ミ
10番	熊 高 昌 三	11番	藤 井 昌 之
12番	青 原 敏 治	13番	金 行 哲 昭
14番	杉 原 洋	15番	入 本 和 男
16番	山 本 三 郎	17番	今 村 義 照
18番	玉 川 祐 光	19番	岡 田 正 信
20番	亀 岡 等	21番	渡 辺 義 則
22番	松 浦 利 貞		

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

2番	秋 田 雅 朝	3番	田 中 常 洋
----	---------	----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長	児 玉 更太郎	副 市 長	増 元 正 信
副 市 長	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
自治振興部長	田 丸 孝 二	市 民 部 長	平 下 和 夫
福祉保健部長兼 福祉事務所長	廣 政 克 行	産 業 振 興 部 長	清 水 盤
建設部長 兼公営企業部長	金 岡 英 雄	教 育 長	佐 藤 勝
教 育 次 長	益 田 博 志	消 防 長	竹 川 信 明
教育参事兼安芸高田 少年自然の家所長	永 井 初 男	会 計 管 理 者	立 田 昭 男
八千代支所長	榎 原 秀 克	美土里支所長	清 水 勝
高宮支所長	近 藤 一 郎	甲 田 支 所 長	垣 野 内 壮
向原支所長	田 口 茂 利	総 務 課 長	高 杉 和 義
財 政 課 長	沖 野 文 雄		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	増 本 義 宣	議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

午前 10時00分 開会

- 松浦議長 それでは、おはようございます。  
時間が参りましたので、ただいまの出席議員は21名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 続いて日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、  
2番 秋田雅朝君、3番 田中常洋君を指名をいたします。

日程第2 一般質問

- 松浦議長 日程第2、一般質問を行います。  
それでは質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
11番 藤井昌之君。

- 藤井議員 議長。  
おはようございます。公明党の藤井昌之でございます。  
私はさきに通告いたしました火葬事業についてお伺いをいたします。  
昨日も財政に関する一般質問もあり、本市も例外なく厳しい財政難であることは、百も承知しているところで、若干心苦しいところもありますが、私の提案するところを質問させていただきたいと思っております。  
合併いたしまして4年目、少子高齢社会さらには人口減少時代が急速に進み、加えて市民の税による負担は増えるばかりであります。本市の将来を考えたとき、福祉の向上、サービスに思い切った施策の転換が必要であると思っております。  
死は誰もが避けて通ることのできない人生最後の荘厳な実施であります。現在合併建設計画にのっとり、葬斎場建設が推進されております。このことにつきましては、議会での特別委員会を設置され、協議をされているところでございますので、深くは追求いたしません、市民の間では絶対的理解を得ているとは言いがたい現状ではないでしょうか。  
近隣の市町にもない福祉施策の充実を図っていけば、人口の定着、人口増にもつながってくると確信するものでございます。であるならば、多くの市民の理解を得るためにも、火葬費用を無料にすべきと考えます。  
また霊柩車業務についても市が行う業務ではないと考えております。現在、自宅と火葬場間の輸送業務で料金も統一されておられません。市民も選択の余地がなく、葬儀を行うまでの輸送には困っているのが現状でございます。業務にかかわっている方々の安定した就労保障を確立するためにも、改善が必要であります、霊柩車業務の民間への移

管をどのように考えておられるか。

今、生命が軽んじられる時代、死や葬儀に対し真剣に考えるときではないかと思うわけでございます。

以上、2項目について市長にお伺いをいたします。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議長。

ただいまの藤井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、火葬費を無料にすべきとのご意見でございます。

本市の火葬事業にかかる経費を、平成16年度から平成18年度の3カ年で見ますと、おおむねご遺族に負担していただく部分が約4割あります。残りの6割を市が支出しながら事業を運営しておるといのが今までの状況であるわけでございます。

この6割の負担分については、すべて市の一般財源で賄っていることから、本市の財政状況を考えますと、当面、応分のご負担をいただきながら、現状どおり運営をさせていただき、今後ご指摘のことにつきまして、考えていきたいと考えております。

また次に、輸送業務の料金についてのご指摘でございますが、ご指摘のように、合併時に各町の取り扱いがそれぞれ異なっておりましたため、考え方について一定の整理をし、あくまでも輸送業務としてでなく、火葬場を利用していただく上で、一つのサービスの提供として位置づけることといたしました。したがって、霊柩車としての使用料を個別にいただくのではなく、火葬場の使用料として一体的にご負担していただいております。

これについては、それぞれ旧町でやり方に差がありますので、葬儀場から火葬場間を輸送する車にご遺族が乗れる乗車人員に差があるわけでございます。1人か2人しか乗れないのこともありますし、マイクロバスのように霊柩車に何ぼかかなりの人数が乗れるというのこともあります。それぞれ状況に差があるわけでございます。今後、許容できる範囲で使用料についても考えていきたいと考えております。

詳しくはどのように差があるかというようなことについては、またご質問があれば担当の方から説明をさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、現在検討中の新しい葬斎場のあり方を含めて、今後、整合性のある使用料の設定について、研究をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○松浦議長

以上で、答弁を終わります。

再質問ありますか。

はい、再質問があるようですから発言を許します。

11番 藤井昌之君。

○藤井議員

ただいま市長の方から答弁をいただきました。

この火葬費につきましては、全体の中で6割が市の一般財源で負担

をしており、あと4割がそれぞれの個人の負担ということでございます。

年間約4百5、60件から7、80件ということでございまして、ここの使用料については、年間1千5百万までであろうと、私も調査をさせていただいております。冒頭の1回目の質問の中でも、税の負担ということも入れさせていただきました。今年、6月の定例議会におきましても、国民健康保険税の値上げということで上程されまして、そのことが文教厚生常任委員会へ付託されて質疑が行われました。私も文教厚生常任委員のひとりで、さらには国保運営審議会の委員でもございますので、いろいろ調査をさせていただきました。

今、国の方では財政がよくなったとはいえ、我々一般市民には、ガソリン税、ガソリンそのもの自体が値上げされ、生活用品も値上げされ、こういった中で経済がよくなったという実感は、全くありません。したがって、この国保税におきましても値上げはするべきでなく、一般財源でできるだけ補ってあげたいと、いうふうにも申し上げさせていただきました。さらに特別委員会、常任委員会の中で調査をすると、今年度の値上げもそうでもありますし、これは医療費の高騰、また財源不足で値上げをせざるを得ない。そして、来年度もこの状態でいけば値上げをせざるを得ないという答弁もあったわけです。2年続けて国民健康保険税が値上げされるのではなかろうかという不安もあったわけでございます。したがって私は、最初に反対討論をさせていただきました。

あえて言わせていただければ、このことが議会だよりで、紙面の都合上そういう反対討論は割愛されまして、原案どおり可決という運びになったわけでございます。そのときに私も市長の方へ反対討論の中で、再度申し上げさせていただきました。

今年、税制改正が行われまして、本年1月から国税である所得税が減らされて、その代わりに地方税である住民税を増やされたわけでございます。これは国からの税源移譲でございました。国に集まる税金の割合を減らし、その分地方への配分を増やす。このことによって、私たちの身近な地方自治体の権限が拡大され、住民のニーズであるとか、また、きめ細かなサービスというものが充実される。これがいわゆる今回の税源移譲の目的であると、私は思っております。であるならば、この住民のニーズ、我々の市民のきめ細かなサービスを市民全体に還元すべきではなかろうかと考えているところでございます。

財源も厳しい中でございますけれども、本定例会におきましても、平成18年度の決算が再来週から審議を特別委員会でされます。この資料を見てみますと、市税の不納欠損が1,560万5,056円。さらに収入未済額、未収金、これが1億7,221万7,467円でございます。この未収金が、いわゆる不納欠損に発展しているのは、これはご承知のとおりでございます。さらに特別会計を含めて申し上げ

げさせていただきますと、不納欠損が3,069万2千円。さらに未収金は7億1,976万2千円。前年度から比べれば、1,955万1千円。2.8%の増になっているわけでございます。

今、増元副市長を先頭にプロジェクトチームを組んで、この滞納については全力で取り組んでいただいておりますが、昨日の市長の答弁にもございましたように、なかなかその数字というものが目に見えて減っているわけではない。しかし、税の負担から申し上げますと、こういった不納欠損であるとか、未収金、そこらあたりを、本当に職員が一致協力して、その回収に努める。今もやっけていただいているのは、私もよく存じ上げておりますけども、しかしこれだけの大きな数字が、本市には明確に上がってきておるわけでございます。

先ほど申し上げました、個人の約4割負担。年間で1千5百万です。本市の年間予算は約2百億です。さらに今の数字を申し上げました不納欠損であるとか、未収金、ここらをどう取り組んでいくのか。私は真剣に取り組んでいけば、年間の1千5百万は、ここから明確に私は回収できるなら、市民全体に福祉の一環として私は還元できると。1千5百万予算をつくるために、今申し上げました不納欠損、未収金から考えれば本当に真剣に取り組むならば、1千5百万円くらいは、ここでしっかりと回収できるであろうと思っております。

まず、この火葬費の無料ということについて、今申し上げました点について、再答弁をいただきたいと思っております。

さらに2項目の霊柩車の業務についてでございますけども、これも火葬場の使用料として負担をしているわけでございます。言うまでもなく、八千代・吉田町で使っている蓬莱苑、向原町の流雲閣。これについては3万1千円。高宮・美土里で使用しております光台苑。甲田町火葬場についても、この2カ所については、2万5千円でございます。これは先ほど市長の答弁あたりにもございましたように、霊柩車そのもの事態に乗れる人数で、こういった料金の格差が出ているわけですけれども、これ我々市民が使用する場合に選択肢はないわけなんです。そういったことも含め、また自宅と火葬場間だけの移送と言うんですか、輸送と言うんですか、こういったことだけでは、なかなか不便さを感じているのが今現状だと思います。例えば吉田病院から自宅へ、これは短距離ではありますので、自家用車なりという手段はとりますけれども、例えば三次中央病院であるとか、広島市内の病院から輸送する場合は、民間のそういった業者を使わなくてははいけない。果たして行政そのもの自体が、私はこういった霊柩車のサービスということでございますが、私は既に民間へ移管していった方がいいのではないかと思うわけでございます。

火葬場の職員、作業される職員、それから霊柩車の運転手の方、これ委託と私は理解しておりますけども、もし委託であれば、どこへ委託されているのか、2点目にこの部分をお伺いしたいと思っております。

さらに葬儀を行う場合、私の講中では講中葬が中心でございます。自宅で行われる場合、地域の集会所を使用して行う場合がございます。私も今、講中の帳場の役割をずっとさせていただいております。それぞれ葬儀を行う金額はまちまちでございますけれども、安くても大体5、60。多いところでは、100万近くかかる。その中で、これは当然食事も含めてでございますが、すべてを含めての金額でございますけれども、その中で私はよく記帳をさせていただくわけですが、火葬に向かう場合に、火葬場の作業員の方、それから霊柩車を運転される運転手の方に志という形で、お金を用意させていただくわけでございます。これもそれぞれの地域によって、中身の金額は当然違うと思っておりますけれども、これは私だけではなくして、執行部の皆さんもほとんどの方は、もうよくご存知のことであろうと思っております。しかし、こういったことを行政が目をつむって現状のまま行うことは、私はいかななものかと思うわけでございます。

したがって、さっき申し上げたこういった作業員、運転手の方も委託はどこへされているのか。そのことについて、こういった志を出すことが行政として適正であるのかどうか。という3点について再度質問をさせていただきます。

○松浦議長

ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

先ほども申し上げましたように、火葬料金については、6割は市が負担して4割が皆さんからご負担をいただいているというような状況であり、また、ご指摘のように霊柩車の大きさによって、それぞれまた状況が違うということがございます。これを民間委託にしたかどうかというご意見ですが、そこらも今後十分検討していきたいと考えておりますが、民間委託したときにまた料金が上がる可能性ということも考えるわけなので、現在の霊柩車のあり方というの、それぞれ旧町単位でまちまちでございます。

したがって新しい火葬場ができた段階で、またそこらも改善をしていく必要があるかと考えております。

それから志を出すところがあるということですが、私は高宮町、美土里町の火葬場では、それは一切もらってはいけないという指示をしておりますので、そういうことはないと思っておりますが、やはり聞いてみるとそれぞれ旧町によっては、志を既に帳場で包んで、渡されるというようなところもあるようなので、そこらの実態が担当者の方でわかりましたら、また報告をしていきたいと思っておりますが、今後はそういうことも統一をしていく必要があるかと考えております。具体的にはまた担当の方が資料を持っておりますので、資料持ち合わせの範囲内でちょっと答弁をさせていただければと思います。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

市民部長 平下和夫君。

○平下市民部長

それでは市長の補足ということでご説明申し上げます。

委託先の件でございますが、甲田町の火葬場が三次の方の企業でやっておられまして、あとは私の記憶では、個人的に委託と、運転手さんは運転手さん、それから火葬場の管理人さんは管理人さん、といったことで委託をしておると思います。

それから輸送の関係でございますけれども、今はご指摘のあった件については、病院から葬儀場までの間と解釈させていただきますと、これにつきましては、今、市が所有しております、いわゆる霊柩車といわれている車両については、その運搬は法的にできません。まだ合併前の八千代町のときには、マイクロバスが青ナンバー、営業ナンバーでございましたけれども、合併時に要するに行政が一つになるので、その相続でナンバーが継続させるといった対策でございましたけれども、これが陸自の方が団体が違うという判断で、緑ナンバーは撤去と。そして今は白ナンバーといったことになっております。

したがいまして、そのことから火葬場を利用される方のサービスの一環として、それを運行させていただいておるといったことで今運営をしております。これは将来的にどうなるかについては、そういった申請を上げて行うのか行わないのか、これについては将来の課題になるだろうと思っております。

それから3点目の志の件でございますけれども、私も市民部へ来まして5カ月足らずですけれども、八千代の市民課におりますときには、ちよくちよく祝儀が必要なんだといった問い合わせがありましたので、それについては一切必要ありませんといった念はしておりますけれども、かといって通達的に全戸へ回したかといえば、それはいたしていません。

今ご指摘の件については、当然必要ないということでございますので、それなりの手当が出ておりますので、これについての通達関係については、また別途検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

11番 藤井昌之君。

○藤 井 議 員

あえてこれ以上、余り申し上げることはないわけでございますが、ただ、今再答弁の中で市長もこの火葬費については、市が一般財源で6割負担しているからいいのではないかと、というようなご答弁だったろうと思います。

再質問のときに私が、この国保税の問題からいわゆる税制改正、税源移譲、そういう部分も含めて言わせていただきましたし、あえてまた、この18年度の決算の不納欠損であるとか、未収金であるとか、そういった数字も言わせていただいたわけでございます。そこらを真剣にもっともっと取り組むようにすれば、今の火葬費の年間1千50

0万は私は大丈夫であろうと、いう質問をさせていただいたわけでございます。そういった答弁を避けていく姿勢に私は執行部に対して、滞納のプロジェクトなんて本当に真剣にされているのだろうか、という思いは私だけではないと思います。そういったところも含めて、きちんと私は答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○松浦議長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

おっしゃるように税源移譲が行われまして、いわゆる国保税の一部が住民税に降りかかったということでございまして、それは一部確かに税は増えております。増えておりますが、しかし実際に税のかかるもとなる所得が少ないことから、なかなか効率が思うように、税が増えていないのが実態であるわけです。

そういう中で、もう少しその滞納整理に真剣に取り組めというお言葉でございます。我々もこのことについては、市を挙げて整理の向上に努めております。ただ、この滞納総額の中には貸付の部分がかなりあるわけなので、この貸付は3億からあったと思いますが、この部分が非常に我々は苦慮をしております。これはもうほとんど保証人もいない、本人も亡くなっておられるというものを不納欠損にするか、取れないものは仕方がないので、これは貸付の時点で、かなり前も貸付の時点があるわけですが、貸付の時点でどうもあいまいな、これは将来返さなくてもいいというような考え方もあったのではないかというような話も耳に入っておりますので、私は、この問題をなんとかうまく整理できれば総額はかなり減ってくると思います。

税とかそういうものの滞納について、不納欠損もしておりますが、本人がもう既に亡くなられて、あとその納税する人もいない。それからもう一つは、一番大きな問題は最近外国人の労働者が随分おられます。それが払わずに外国へ帰ってしまったというようなのもかなり件数があるわけございまして、そこらの整理をすっきりしたものにしていく必要があるかと思っておりますし、取れる可能性のものについては、我々としてもできるだけ努力をしていきたいと今考えております。

補足の説明がございましたら、増元副市長がプロジェクトの長をしておりますので、状況や現在の対応の方法等についての状況をお話をさせていただければと思います。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長

議員ご指摘の未収金あるいは不納欠損の問題につきましては、ご指摘があるまでもなく、その一番の責任者であります私の一番の課題としておるところでございます。

不納欠損につきましては、法的に認められたいわゆる不動産でありますとか、行方不明でありますとか、どうしても回収できないという

ものでございます。これはやはり一つの一定の枠の中で、それを厳格に適応させていただくという意味で、許されるべきものであらうと思います。

ただ支払い能力があるのに、払わないということにつきましては、これはこれまでも市を挙げて、それぞれの部署の職員も議員ご指摘の同じ考え方のもとに、取り組んでおるわけでございます。ただ、そのやりようにおいては、いろいろ至らないところもあって、これまで数字的には成果は上がらない、いわゆる収納率については横ばい状態が続いております。現年度分の繰越によって、微増ということが現実でございます。このことは我々も重く受け止めておまして、限られた人材の中で少しでも職員として、さらに汗をあるいは知恵を出していこうということで、現在担当部と取り組んでおるところでございます。

確かに税源は移譲をされましたけれども、その前提として交付税・補助金の縮減がございまして、4兆円の縮減、その代わり3兆円だけを財源移譲をしますということですから、我々の基礎自治体にとりましては、総額での収入というのは減ってきておるわけでございます。そういった中で財政健全化計画、トータルの歳入歳出の考え方のもとに今、総合的に行財政改革を進めていきたいということでございます。その流れの中で当然、収納率を少しでも1円でも上げるということは当然のことです。税の公平性を確保することと、歳入の確保を、確かに税だけでも3億円ございます。それが入ってくれば、もっといろんなことに使えるのではないかと、いう観点は当然あるわけでございます。それにつきましては、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○松 浦 議 長

答弁を終わります。

以上で藤井昌之君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

6番 川角一郎君。

○川 角 議 員

議長。

新政会の川角でございます。さきに通告をいたしております大枠で2点の質問をさせていただきます。

まず1点目は、現在検討それで実施に移ろうとされております機構改革についてですが、新庁舎の落成に向けて10月に組織固め、実際は11月の初めになってくるのではないかと思うわけですが、この改革については、今まで大きな改善点としては、部の3部制とか、あるいはグループ制とかいうふうなことは聞いておるわけですが、そのほか改革には大きな命令系統の明確化とか、いろんな要素があると思います。そこらを踏まえてどのようにこのたびの改革は考えられたのか。大きな目玉としては何になるのか、というようなこと。また効果としては何を狙っておるのかということについて、1点お聞きしたいと思

うわけです。

それから具体的な問題といたしまして、今年の3月の定例会で、営農指導体制の強化ということで提案をし、機構改革の中で考えるべきではないかと、いうふうな提案をさせていただき、そのときの答弁では、必ず10月に出しますという答弁はなかったわけですが、非常に大事なことなので、これは外部ともよく協議をしながらひとつ検討を進めてまいるといことがございましたので、後ほどこの必要性については、秋田議員なり、また入本議員の方からアグリの問題等々、今日はまた後ほど質問があると思いますので、そのような大きな問題を抱えた中で、現在の改革で、どのようにこの問題を解決するために取り組んでおられるか、1点お聞きをしたいと思います。

そして、さきの6月の定例会におきまして、今るる藤井議員から質問がございましたが、本市でもいろいろ問題になっております、延滞、未収金の徴収、そしてこれの管理体制が、果たして今のままでいいのだろうか。そして一生懸命努力されてはおりますが、実際には微増約1年間で2千万は、新しくまた増えているという現状があるわけなので、これはやはり機構の中で、あるべき姿を見つけていかないと、なかなか制度そのものだけではいけないのではないかとということで、提案をしそのときに答弁も聞いたわけですが、その中では、市長、副市長の方から、10月には機構改革をするので、それをめどにひとつ考えていきましょうというはっきりした答弁をいただいておりますので、そこらが今までとどのような形で機構を変えて、やっていくのかということについてお伺いをいたします。

それから大枠2点目につきまして、道路改良についてお伺いしますが、現在県道吉田原田線の改良の件ですが、これはあくまで県道でございますので、なかなか市の考えでこれをどんどん進めることは非常に困難だということについては、重々承知をいたしております。

しかしながら、この原田印内の一部については、以前から工事が進められ、部分的には改良した箇所もあるわけですが、いまだに原田と印内の接続部分、そして印内から吉田に至るトンネル部分というのが、現在未改良のままになっております。

これは平成16年にトンネル部分の地権者説明会が印内とそしてこっちの出た山部、それから吉田方面でなされたわけですが、その了解を得ながら測量も、もう完了しておると聞いておりますが、18、19年度と2年間、予算がつかずにそのまま工事が中断をしておるといような実態になっております。

その地元の方としては、全然工事が進まなくなったので、どうなっておるのかと、非常に心配もされており、中には、金がないからトンネルは無理でとりやめになるのではないかといいうふうな憶測や、噂も出ておるとい現状でございます。

この道路は、高宮吉田を結ぶ重要な路線でもありますし、それから

合併の支援道路ということにもなっておるわけでございまして、非常に重要な路線であると認識をいたしております。特にこの地域は非常に積雪も多く、また現在の道路は非常に道幅が狭いわけでありまして。その上、山の中なので、急カーブの箇所が非常に多い。そしてその上、住んでおる方が非常に高齢化社会を迎えた、特に高齢化率の高い集落を中においておることから事故のこともよく聞きますし、そして非常に危険箇所というような位置づけになっているのではないかと思います。

先般の支所別懇談会でも地域住民の方から、質問あるいは意見として、強く出されたわけですが、関係地域の方々のことについては、一日も早く実現してほしいという強い要望を持っておられるわけでございますので、今後市長さんを初め市として、どういうふうな推進活動をしていくのか、あるいは地元へ対しての説明等は、どういう形すべきだろうかということをお聞かせをいただきたいので質問とさせていただきます。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの川角議員のご質問にお答えをいたします。

まず、機構改革についてのお尋ねでございます。このことは本年7月20日の市議会全員協議会、及び7月27日の市議会総務企画常任委員会におきまして、行政組織図等をお示しをいたしまして、その概要を説明をさせていただいたところです。

今回の組織機構改革につきましては、まず第1にフラット化、スリム化による効率的で機能的な組織の機構にしていきたいということでございます。

次に重点施策の遂行を強化する組織機構にしていきたいと。3番目がマネジメントを重視した、組織機構という3つの大きな柱を立っております。この目標に向かって組織の改革を行ったところでございます。具体的にはまず第1に、部と課のそれぞれ統合をさせていただきたいと。2番目は、職員削減の中における支所の再整理も行っていきたいと。3番目には、係制の廃止をしてグループ制の導入を図っていくと。4番目が、特命による部長及び課長の配置。それから5番目が、経理管理セクションの設置という、5つの見直しのポイントを掲げております。

ご存知のとおり、今月から第2庁舎で一部の執務を開始しており、また11月には第1庁舎の改修工事、今まで入っております、第1庁舎の改修工事も完了し、文字どおり安芸高田市の行政機能を集積し、市民にとって、さらに一層利便性の高い行政サービスの提供が可能になってくると考えております。

定員適正化計画の実施などに伴う職員の急激な減少と、地方分権の

進展に基づく事務権限移譲等による行政サービスの増加という厳しい社会環境の中にありまして、効率的な行政運営を実現させるために、抜本的な組織機構改革を実施するものでございまして、職員がだんだん減ってくる中で、しかも仕事量というのは、分権で増えてくる中で現在の組織機構ではなかなか対応できないということで、機構改革をして、これに対応していこうというのが、ひとつの狙いでありまして。やはり1番の問題はグループ制にしながら、1つのグループの中で、今までは係の中でこの仕事しかしないということで、忙しいときには目が回るほど忙しいですが、またその暇なときもあると、そういうことでなしに、もう少し仕事の分担を平均化できるようにと、というのがこのグループ制の狙いであるわけです。

なお、具体的にお尋ねのありました営農指導体制の強化につきましては、農業振興にかかわるハードとソフトを担当しておりました2課を1課に統合し、より効率的な業務の遂行が図れるよう、体制を整えることにしております。

また、サポートセンターの設置につきましては、関係団体との調整もございまして、引き続き検討をしてみたいと考えております。

次に、滞納金の徴収に伴う体制の整備につきましては、職員数全体が減少する中であって、創意工夫をしながらグループ制を活用した課内の連携で、徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。また後ほど増元副市長の方からも説明をさせていただければと思います。

なお、市議会全員協議会へも報告をさせていただきました、このたびの10月1日の機構改革における人事異動につきましては、庁舎の移転や引越しがあつたことや、年度中途であることを踏まえ、その規模においては余り大幅なものにならない考えを持っており、大幅な異動は、機構改革がその狙いどおりに機能し、また効果が発揮できるか見極めながら、来年の4月の人事異動の時期を見て、人の具体的な異動は図ってまいりたいと考えておるところです。

次に、道路改良についてのご質問でございます。一般県道原田吉田線の改良につきましては、旧町時代から高宮方面と吉田を結ぶ最短距離の道路として県において整備が進められており、合併後も路線を合併支援緊急道路として県が位置づけて改良を進めておるところでございます。県道で合併支援緊急道路と県が位置づけたのは、この路線が1つだけでございます。

しかしながらご承知のように、県の極めて厳しい財政状況のもとで平成19年度から始まった財政健全化方針によって、道路整備を初めとする県の公共事業費の大幅な削減がなされ、本路線についても予算の確保がされていないのが現状でございます。

ご指摘のように本路線の地域の皆さんにとっては唯一の生活路線であり、市におきましても整備を急ぐ最重要路線の一つでございます。

このため、これまでも県当局に対し、早期整備について強く要望も重ねているところであり、去る9月5日には、広島県議会の建設委員会が県内の調査をしてまいりました。広島建設局管内の各市長、議長が出席をして、それぞれの地域の課題を訴えたわけでございます。その中で安芸高田市としては、いろいろ要望するところはたくさんあるわけでございますが、2点に絞って要望をしました。

第1点は、地域高規格道路の東広島高田線の吉田向原間の早期完了という問題、これは本年度からもう既にその家の立ち退き交渉に入るような段取りまで入ったわけでございますが、もう1点は安芸高田市唯一の合併支援道路になっておる原田吉田線、特に印内地区の会場については、ご指摘のように一遍、地元説明会をやってそれきり音沙汰がないという非常に我々としては大変不満に思っておるというような状況でございます。いずれにしても、県の方も大変不審がっているので、一遍は会って状況の説明を早いうちにしていきたいと、今までいろいろ何とか予算はつかないかという努力はしてきたようでございます。

いずれにしても市といたしましては、今後とも県当局に対し、本路線の重要性を強く要望してまいりたいと思います。

なお、山部から印内にかけての、この山越え区間につきましては、先ほど申し上げましたように、平成16年度に関係地域の皆様に説明会を開いたという経過がありまして、それ以後、何の音沙汰もないという問題でございまして、県は県なりにいろんな財政が非常に逼迫をしてきたということで、平成19年度から平成21年度までその毎年、平成18年度の予算の35%をカットしていくということでありますので、毎年35ずつカットされれば、地域事業は一切できないような状況であります。これは何ぼ県に言っても、県の財政がどうにもならなくなったので、銭には替えられないというのが、県の主張でございます。そうはいっても、地元の住民は、一遍説明会をしてもらったものを、これはこの間も美土里町でもあったわけで、美土里町でも現在の吉田邑南線、前の吉田瑞穂線であります。この美土里町の北地区において、これも説明会をしたきり放ってあったというようなことで、この間、事情を説明することができなくなったという説明を、地元へ行ってしたというようなことで、安芸高田市内でもほかな地区でもたくさんあるような状況でございますので、我々としても一日も早く、とにかく目ぶちだけでも立ってくれば、地元の者は納得するので、何も手をつけずにいてくれたら困るのではないかと、説明会をしてこのような話も今しておるところでございます。

以上でございまして、関連の答弁はまたそれぞれ増元副市長の方からさせていただきたいと思っております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長

はい議長。

滞納徴収体制の件でございますけれども、昨年の10月滞納制度を県内先駆けて導入をさせていただきました。これまでに実際の執行は今年度に入りまして、1件だけでございますけれども、制度を導入したことによりまして、その効果といたしまして、これまで3百人余りの方が、金額にいたしまして約7百万円弱ということで、自主納付にに応じていただいたという効果もあるわけでございますが、こういったそれぞれの方法を、順次取り入れ職員の資質も向上させながら取り組んでいくということが第1点でございますけれども、それに加えまして、これまで同様なやり方では先ほどのように横ばい、微増という状況でございますので、これまでも答弁をさせていただいておりますように、民間の人材の活用もあり得るのではないかとということで、今年7月、文教厚生常任委員会で善通寺市の視察研修をされました。それには滞納の件もございましたので、ぜひ同行をさせていただきたいということで、担当部長も視察に参加をさせていただいております。

また県内、三原市あるいは庄原、三次、県内の自治体とも連携を取り、また県の税の徴収関係の部署との情報交換をする中で、現在担当と取り組んでおります。

10月1日に間に合うかどうかわかりませんが、効果的な人材の活用をということで、現在取り組まさせていただいております。引き続きご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問につきましては休憩後お受けしたいと思います。

この際、11時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時05分 休憩

午前 11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは時間が参りましたので休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

再質問ありますか。

○川角議員

はい、議長。

○松浦議長

再質問があるようですから発言を許します。

6番 川角一郎君。

○川角議員

それでは再質問をさせていただきます。

まず1点、機構の改革でございますが、これは合併をして3年が経過した中で、いろいろ問題点を整理しながら、これをどのようにするかということで、企画されたわけでございますので、あえてどうこうしてほしいということはないわけですが、ただ全体的に今回取り入れられたグループ制は、名前は非常にいいですが、これが新しい試みで、どこまで寄与するかというのは非常に心配しているところであります。

課長、係長、そしていろんな部署があるわけですが、これでいくと命令系統、流れというのは非常によくわかるわけですが、グループでやった場合には、責任の所在というのがどこにあるのかということになって、そこらが、今後の取り組みの中で非常に新しい取り組みではありませんが、心配される場所ではないかなというふうに今日の話をお聞かせしていただいた中で感じたわけですね。そして今まで何回か、図示もいただきながら説明をいただいたということですので、その後、今まで報告いただいた中で、10月末あるいは11月に備えて変わった点があるのかなのか、なければいいのですがあれば、このようなことが検討したら問題があったので、変えたらということがあるのなら、説明をお聞かせいただくことを質問をいたすわけですので。

もちろん機構改革というのは、やはり指示命令系統にのっとり、むだを省いて物理的あるいは金銭的な効果をいかに追求していくか、そして大きな問題としては、住民に今まで以上な充実したサービスをいかに提供するかと、というのが機構の中では一番考える必要があるのではないかと。そのことが、先ほどの説明の中では、今までやってきたことが機構の中で住民サービスをどこへ市側は重点を置いたと、というのが見えてこなかったと思いますので、その点についてお伺いをいたします。

それからこの機構の中で、滞納金あるいは未収金、この関係については、私も数字を調べてきましたが、先ほどからあるいは、松村議員なり藤井議員の方からさんざん出ておりますので、繰り返しになりますので省かせていただきたいと思いますが、やはり不納欠損が3千万も出ることにしている事務的処理というのは大変なものがあるだろうと思うのです。ただ移せばいいというものではないので、大変な事務。それから市税も今回ずっと17年から18年で、520万ぐらい市税の中でも滞納金が増えておるということですので、これについても市では主には増元副市長を中心に4名の方で鋭意努力いただいているのではないかと思います、それでもこのように増えてくる。それから貸付でさっき市長さんが言われたように、遅れてくるのが700万は18年度で増えてきておるということで、何ぼ一生懸命頑張っても増えておる。それから国保税についても、800万が1年間に増え、大きいものでは3点に絞られるわけですが、どのようにしたらこれが増加しないような方向がとれるのかどうかを基本的に考えていかないと、このような状態が続いたり、普通の民間団体などでしたら、これだけの7億余りの負債を抱えたら倒産が考えられる。小さい団体ならそういう状況だろうと思いますが、市でございますので、さっきから言いますように、なかなか思うように処分ができないという実態はあるわけですが、その機構の中で前回も提案させていただきましたが、やはり市の場合は徴収というのは、徴収事務と賦課を課の中で実施されており、非常に難しい点があるのではないかと。普通民間でした

ら貸し付けは貸し付けを行い、徴収するのは別になっておるところもございしますが、自分が賦課して、それを徴収していくという非常にその機構的に難しい点も出ておるのではないか。ですから、もう機構の中では、賦課とか徴収は徴収ということで、出たものは未収、そして滞納については、全部その一括その部署によって管理・整理しないと、見えないとこで、未収なり増えてくるというふうな原課とのつながりというのが、非常に難しいのではないかというふうな気がしておりますが、そこらの考え方が今回の中でどのように声を反映させておるのか、いいえそうではないよ、今考えているのが一番いいよということなのか、機構についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

それから営農関係のことにつきましてもですが、これは、また後ほど秋田議員なり入本議員の方で出てきますので、その分であまり入るといけませんので。ですが、今の農業を変える現状というのは、国あるいは県が示しておる法人なり、担い手、それからそれに漏れた個人農家、これをどのように市の中で位置づけをしていくのかというのは、非常に大きな問題があると思ひます。これはいろんなところで議論をされるわけですが、なかなかこれを解決する手法というのはないのが現状ではないかと思ひます。今年から、担い手育成について非常に力を入れていくということで、担い手なり法人でそのウエイトを高めていきたいということでありましたが、これが今のところでは、前回の答弁の中では約20%ぐらいしか該当しない、あとの80は法人あるいは担い手から漏れておるということもございしますが、やはりそこらを誘導していくためには、もう少し強力な一つの指導体制、あるいはその取り組みが必要なのではないかと、いうことをつくづく感じておるわけもございします。

先般も提案しましたように、やはりそのところに行けばもう法人なり担い手になるためのひとつの誘導策、そして営農指導、畜産、水稻、野菜といろいろあるわけですが、そこ行けば営農指導も受けられる、そしてそれをやっていくと今は農家といえども非常に税務関係がややこしくなってきたり、ただものをつくって売ればいいと、いうことにはなっておりません。これを税務をより書けることによって、非常に経費の実務になり、このことがやはり一方では農業収入へつながるということが、事業対応の中で必要なことであり、必要性を求められておる。それから会計処理、ここらも法人なり担い手というのはもちろん必要ですが、大きい農家については、会計処理の方というのも大事になってこようと思ひます。

やはり1カ所に行けば何でもそこで解決すると、というような機構の中で手法がないと、今1人は技術員の雇用が市の方にされておりますが、全体的にはJAの方で賄っておるという状況だろうと思ひます。そうした中でやっていきますと、これはJAに行かないといけな、これは税務課の方へ行かないといけな、これは農業振興課の方へ行

かないといけない、それぞれ分散しておることが、農業の集団化なりを進めていく上で非常に妨げになってくるのではないか。これをできるだけ早いうちに、先ほどの答弁では検討していくということはございましたが、できればそれまでに、このことは考えてみるというふうな考え方をひとつお聞かせをいただきたいと思います。

これから難しい農業が、生きていくためには当然そのようなこと、そして先進事例を見てみましても、市の職員が2名、JAが3名というふうに5名あるいは4名体制で、サポートセンターなり営農センターを立ち上げてやっている。これは非常に法人化なり担い手農家を育成した大きな成果を挙げている事例が非常に多いので、やはりいいことは、少しでも早くそして立ち上げられるというのが、非常に大事なのではなからうかと思っておりますので、農政も年々、変わってきておりますので、それを正確に伝えながら判断をし、農家を指導していくということは大変必要だろうと思っておりますので、その取り組みについて、再度お伺いをするものでございます。

それからさっき道路の関係で、申し落としましたが、確かにこれは県の関係でございますので、これでこうしようということにはいかないわけですが、ああして合併の重要な促進道路というようなこともございまして、そのようなことが住民の方には十分行き渡っている、では早くできるのだなど、トンネルの説明があったときには5年先には開通しますと、いうところまでの説明があったわけです。これが2年経っても全然もう測量が済んだだけ、というのでは住民はなかなか納得がいかないので、やはり県はお金がないない言いながらも、やはりどういったことについては責任を持って、そして全部が1億ついていたのが、5千になったのは仕方がないのですが、何ぼかつけながら目に見えた取り組みというのは必要ではないかと思っております。

ここで何ぼ言っても仕方がないかもわかりませんが、今後の交渉の中でそこらの気持ちを十分伝えていただいて、少しでも取り組みをお願いをしたいと思いますので、そこらについても再度質問をさせていただきます。

以上でございます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

機構改革の点についての再度のご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、人員が減り仕事の量は分権で増えてくる中で、どのように効率的に仕事をさばっていくかというのが改革の狙いであるわけで、それがために努力しなさいというのをとって、そのグループの中で弾力的にそれぞれ仕事ができるようにというのが狙いであるわけです。これをどのようにうまく本来の形に機能させるかどうかは、今からの課題でありまして、そこはやはりグループ長なり担当上司が、うまく仕事の采配を振っていかなければいけないのではないかと。今ま

でどおり細かいセクションに分けて、仕事をするようなことでは結局はグループ制の効果は出てこないのでは、そこらは10月1日に実行します時点から十分主旨が徹底するようにしていきたいと、考えておるところでございます。

また、いわゆるサポートセンター的な考え方でございますが、今は農業政策がほとんどJAと市の産業部にかかってきておるといことで、もう少し県がかつてのような普及員制度を駐在させ、力を入れるという点が抜けたのが一番大きな原因だろうと思います。

県は全部その普及所のいすなどは試験場へ引き上げてしまって、一カ所へ統合したということですが、それでは効果は上がらない。県もまた今考えておるようですが、そういう反省に立って、県の普及の関係が、それぞれ可部にありますので、そことうまく連携をとって、優秀な人材がいるのでうまく活用することは今後の課題になろうと思います。今の状況では市への常駐や農協への常駐は、機構上県はもうそういう気がございませんので、連絡を取りあっていきたい。恐らく、ここ2、3年のうちに県内8つある地域事務所を廃止をするという方向。残しても2つか3つしか残さないという方向に機構改革をしておるようなので、そこらにらみながらうまく県を利用することがとりあえずは必要だろうと、考えておるところです。

それから道路の問題ですが、ただ原田吉田線のみならず、先ほど申し上げましたように、計画をしてストップしたところもあるわけで、毎年35%ずつという話をしましたが、3年間で35%減すということなので、実際には新規事業はできなくなるというのが県の言い分でございます。そういうことで次の3年後、4年目にはどこをやるかというようにもなりますので、そこらを十分今後検討をしていきたいと思えます。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○川角議員 はい。

○松浦議長 6番 川角一郎君。

○川角議員 今ご答弁をほとんどいただきましたが、まだ1点ほど、さっきありました営農の取り組みの関係で、どうも今の答弁では、市は県の力を借りながらやっていくのだということですが、私が言っておるような市の中でまとまった機構組織、これができないということについて、どうも明解な回答をいただけないと思いますので、その点をそれはいいことなので考えてみる、あるいはいつごろまでにやるという具体的な取り組みについてお伺いをしたいと思えます。

それから1点、機構につきましてはさっきありますように、今から取り組むということでございますので、あえて言うことはありませんが、先ほどの質問の中で今まで説明いただいた以後、全然、今のところでは大きな改革は方針はないと、いうのか、あったと、そこらがち

よっといただけなかったのもそのことと、それから市民サービスでは、この機構によってどういう形でこれら大きく結びつくということがあるかないか言ったのですが、ちょっとそこら・・・。

道路につきましては、さっきから言っていたいておりますように、大変苦しい財政の中ではありますが、やはり住民の方から見れば、これは要望しているのもこれから強く要望活動を進めていただきたい、これは要望でございます。

以上でございます。

○松浦議長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

機構改革がこれで終わりか、将来どうするのか、というようなお話であるわけですが、私はこれで機構改革が終わりということは考えておりません。今後とも状況を見ながら効率のいい機構改革を行い、基本的にはグループ制をどのように機能させるかということが課題でありまして、これがうまく機能すれば市民のサービスも、十分に対応できると考えておるところです。

それからもう一つは、かつては普及所が役場において、普及所の力を借りながら、かなりの営農指導とうまく連携を取った組織があったわけですが、それが今なくなっておるということで、私はもう一遍再構築して、ここを中心にしてその農家の指導をやっていくということが大事だろうと思いますので、そこらは今後、とりあえずはJAと市が、連携をどのように取るかということ、それに県の職員をどのようにかませるかということで、かつては技術部会がありまして、それが非常にうまく機能していましたが、それが今機能していないということがありますので、もう一遍そこらの再構築をする必要があろうと考えております。

○松浦議長

以上で川角一郎君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

2番 秋田雅朝君。

○秋田議員

議長。

2番、政友会の秋田でございます。先ほどエールをいただきました、基幹産業である農業について質問をさせていただくものでございますが、ご承知のとおり、農家数の減少等の問題、本年度より始まっている担い手中心の施策に重点化している状況を踏まえ、19年度支所別懇談会に出ておりました、農業の現実を打破するような施策、あるいは地域が元気になるような農業施策をという要望等を声に出し、通告いたしております、大枠1点農業施策の充実が必要ではという観点から集落営農強化という施策の点について、本市の取り組み、小規模農家への今後の対応・対策、来年度予算編成の基本的なお考え等についてお伺いいたします。

周知のとおり農政改革における国の現状は二大政党による農政論議

が予測された中で、安倍首相の退任という事態となり、ますます先行き不透明の感が強まっています。

本市の農業状況も高齢化による担い手不足、地域就農者不足、耕作放棄地増加などの課題を抱えており、課題解消に向けて農家の方が安心して農業に取り組める施策の充実が緊要と思われ、担い手の確保を行うことにより、農業の将来展望が開けることと私は思っております。こうした中で農水省では、2008年度農林水産予算概算要求の中で、農村地域の活力を引き出す農政改革の推進として、品目横断的経営安定対策の推進と集落営農への参加の促進を提案しており、集落営農の取り組み強化策として、みんなが参加できる集落営農推進事業を重点施策推進要望とし、対策のポイントとして、集落営農への取り組みが進んでいない地域を中心に、小規模農家等を対象としたメリットの周知、集落営農への参加に対する不安感や、品目横断的経営安定対策への誤解を払拭するための意識情勢や合意形成等の取り組み支援、集落営農組織が主として融資を活用した、機械施設の整理を行う場合の支援をすることとしています。

本市も19年度施政方針において、認定農業者などの担い手の育成、集落営農の推進を行い、地域ごとの営農を基本に担い手と集落の役割分担を明確にして、営農システムの構築を図ることとされています。

そこで私は思うのですが、国の施策に頼らざるを得ない農政状況の中で、みんなが参加できる集落営農推進事業など、国の施策の有効活用による取り組みは、農業の将来展望における選択肢の一つとして検討していくべきだと考えます。

農政省のホームページで、集落営農と小規模個別経営の比較が出ていました。内容は小規模農家が集まって共同で営農を行うことにより、農機具費等の経費削減、またこれにより所得がアップするとともに、労働時間が減少するというものまで、金額でいうと約1ヘクタールの水田作経営1戸当たりの経費では、小規模個別農家96万円が、集落営農参加農家では72万円に減り、所得では4万円が47万円に増え、労働時間では578時間が、132時間に減少というものでございます。

また中国四国農政局の調査では、06年産中国地方の米生産コストが4.9%減、とりわけ広島は8.2%減となっており、理由として集落営農への作業委託が進み、労働費の大幅減少を挙げておられます。

こうした例が本市の農業に該当するかどうか確証はございませんが、本市の状況を把握して将来展望において、集落営農強化という点から農業施策の充実を図るということに着目するため、次の点について伺いたします。

農林水産統計によると、19年度集落営農数は全国では15.4%増加。中国地方でも3.6%の増加となっておりますが、本市においての前年対比、割合、それから集落等からの集落営農に対しての要望

などの状況はどうなっているのかが1点目でございます。

2点目といたしまして、先ほど川角議員が再質問の中で話されましたが、8割の小規模農家ということでございましたけども、本市の経営耕地面積のうち、水田は35万7,100アール。3,571ヘクタールと伺っておりますが、農業生産法人、集落営農組織、認定農業者以外の、いわゆる小規模農家の占める面積の割合についてお伺いたします。

それから3点目として、この小規模農家について今後の見解、取り組みはどのようにお考えなのかお伺いたします。

4点目として、国の集落営農取組強化策についての市長のご見解についてお伺いをいたします。

最後にこの施策、集落営農施策において19年度は4つの新規事業、集落リーダー養成講座あるいは市内の集落間交流の推進、共同利用機械等整備支援、集落型農業生産法人育成加速化支援事業等、予算編成なされましたが、来年度予算編成についてはどのように基本的なお考えがあるのかお伺いたします。

以上5点についてお伺いたします。

○松浦議長

ただいまの質問に対しての答弁は、休憩後受けたいと思います。

この際13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

秋田雅朝君の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

先ほどの秋田議員のご質問にお答えをいたします。

農業施策における集落営農強化への本市の取組みと小規模農家への対応策についてのお尋ねでございますが、県や国の農業政策の転換によって、とりわけ本市のような典型的な中山間地域におきましては、国や県の制度を活用するのは一部でありまして、そのため、昨年度からこれまで同様に認定農業者などの担い手の育成を進めながら、地域全体で将来の営農システムが構築できるよう集落営農の推進に関係機関と取り組んできているところでございます。

本市の営農形態の状況を、平成18年度末における前年度比で申し上げますと、地域営農集団が35集団が36集団になりました。集落法人には増減なしの今までどおりの4法人でございまして、認定農業者が48名が60名となっております。また、集落からの集落営農の説明要望につきましては、平成18年度58集落に対しまして、広島北部農協など関係機関と推進を実施しておるところでございます。

市全体の農地の経営状況でございますが、経営耕地面積3,800ヘクタールのうち水田が面積3,600ヘクタールでございます。認定農業者、大規模農家、法人などの担い手が20%を占め、残りの80%を小規模兼業農家で経営を行っておると、このような状況でございます。

このような状況の中で、担い手と小規模、兼業農家との連携が大変重要と考えております。

20%を経営している担い手が、すべていわゆる自立できる企業的経営体ではございませんので、今後におきましても担い手の育成には、十分取り組んでまいりたいと考えております。

また、80%の小規模兼業農家への対策は、現在進めております集落営農の推進によって、集落や地域での営農システムの構築につなげる取り組みをさらに強化してまいりたいと思います。

本市が取り組んでおります集落営農の推進に対し、ご質問にありました国の来年度新規事業として、農水省で検討されておりますみんなが参加できる集落営農推進事業は、具体的に予算化されればこれは有効に活用できるものと思われま。

国の予算編成の状況を注視しながら、来年度予算の編成にあたりたいと考えておるところでございます。

また、先般新聞で報道されました農地・水・環境保全向上対策事業への県の対応など、今後におきましても地域の実情を積極的に訴えていき、国や県の支援につなげていきたいと考えております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

○秋田議員

はい。

○松浦議長

2番 秋田雅朝君。

○秋田議員

市長から答弁をいただきましたけれども、順を追って再度お伺いしたいと思ひます。

まず1点目に、集落営農数、集落法人の数であり、営農集団の数であるとか、認定農業者の数であるとか、その分はご説明いただきました。

それで、この数を見させていただく限りでは、そのパーセンテージ的な説明の方はいただけなかったと思ひますが、前年度とそう増えているというような感覚ではちょっと私は受け止めていないところでございます。それでここでもらったのはどうしても国も進めておりますけれども、後ほど出てまいります、小規模農家の育成という形の中での本市の対応で、取り組みに対する質問をさせていただくために数字を伺いましたが、これでいくと横ばいだという形の中で、今後やっぱりこの集落営農を推進をしっかりとされていくのか、あるいはまた何か施策を考えていかれるものなのか、再度お伺いしたいと思ひます。

それから2点目といたしましては、耕地面積の割合を伺いました。

少し数字が違っていました。先ほども川角議員さんのときもおっしゃいました、80%が耕地面積のうちの8割が小規模農家なんだと、いうので私はこの面積の割合の部分の8割ということに、着目しているのでございまして、この部分をどのように担い手の20%を請け負っておるわけですが、その8割をどのようにこれを対応として、取り組まれているのかお伺いしたかったわけでございます。

私は過去において、次の3点目の質問にもつながってしまうんですが、一般質問の中で農外企業の参入等や、あるいは女性の認定農業者を増やしていくというような質問をさせていただきましたけども、その中で答弁はいつも集落営農を推進ということが一番最初に挙げておられました。それが17年度ぐらいからの質問でございましたが、そういうことをかんがみたら、余り取り組みが進んでいるとは言えないような気がします。確かに国の施策であり、県の方の施策であり、あるいは行政側だけではなくて、農家側も気持ち、あるいは取り組みが大切だとは思いますが、やはり行政としての役割はあくまでも、その仲介というか施策で、手助けをするという形が大変必要ではないかという観点から、そこらあたりの施策を展開していただきたいと思えます。そこらあたり再度見解を答弁いただきたいと思えます。

それから3点目の小規模農家についての今後の展開、今、重複してしまうかも知れませんが、この部分が本当に一番お伺いしたいというので8割の部分はどうするのかということでございますが、先ほど話をさせていただいたように、いろんな施策を質問させてもらった中で、小規模農家の支援策という形の質問なども平成11年にさせてもらいましたけども、やはりJAとの連携がネックとなっており、あるいはそれをJAとの連携を通して、集落営農を重点的に取り組んでいくというご答弁をいただいておりますので、そこらあたりは先ほども申しましたけども、余り進んでないような気がいたしますので、再度本当にこの取組みについては、どのように取組まれるのかご答弁いただきたいと思えます。

それから4番目の国の集落営農の取り組みは予算化されれば、活用できるとしているという答弁をいただいておりますので、私はそういう市独自の施策がなかなか考えられない状況の中では、国・県の施策の有効活用というのは本当に大事だと思うし、なおかつその部分がどンドンどンドン金額的な削減を見ている部分があるので、そこらあたりはしっかりと活用していくために、あるいは活用するための先取りと申しますか、しっかりと検討をしていく必要があると思えますので、そここのところはしっかりとさせていただきたいと思えます。

そこらあたりの見解をもう一度お願いします。

最後に予算編成の話ですが、これはあくまでも私の考えでございますが、ある程度の計画性をもとに重点事項を中心に、例えばある事業については、タイムスケジュール的なものをつくり、それに向かって

予算の集中化を図るとか、そういうことが必要であると思いますが、今の時期まだまだ予算編成までいっておりませんが、執行部の方の今のシーリングの段階だと思うので、そこらあたりはどのようにお考えになっているか、産業振興部長さんの答弁がいただければと思います。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

農業政策というのは非常に厳しい状況になっております。

現在の自民党はもう大規模農家に絞って制度を集中するという施策を出してきておるわけですが、結局小規模農家を切り捨てるということが、今回の参議院の選挙にもこたえたというように思うわけですが、国がいうこの大規模農家というのも政策からいえば、日本の農業の産物が外国の農産物と価格で対抗するためには、やはりそういう規模を太くしなければいけないということは、よくわかるわけですが、しかし、それができない部分が大部分であり、広島県でも鳴り物入りで農業生産法人を今やっておりますが、結局は百法人しかできないということでもあります。

面積からいいますと、県の面積、農地面積の5%しかこの法人に進めないということで、政策をいくら打ってもなかなかうまくいかないというのが実態でありまして、特に本年の当初予算から申し上げておりますように、いわゆる小規模の法人農家から落ちこぼれた農家の救済費というのは、水と土と環境の補助事業があるわけですが、これも県はやらないということで、随分県とは論議をしてまいりました。

広島県の農業を元気にする戦略会議というのがありますが、これは農協組織と農協中央会の会長が会長になっており、それと農政府の部長が幹部で、それから私は農業会議から出ておるわけですが、この3者で戦略会議をつくって、大体3カ月に一遍ぐらい、いろいろ論議をするわけですが、ようやく農政府が重い腰を上げて来年度は、水と土と環境も小さい農家にも行き渡るようにするという政策を、どうも来年度から方向づけをしたようなので、我々の目標も一部県を動かしたかなという気がするわけなので、そういう点では、小規模の農家の救済を安芸高田市が単市でやったということも、意味があったのではないかなと、思うわけです。

来年度からどのように考えておるかというご質問でございますが、安芸高田市の中でもなかなか集落営農農業法人が伸びてこないという実態もあるわけですが、それをどのように克服するかということで今、産業振興部でも考えておりますので、詳しくは担当の部長からもう少し説明をしていきたいと思っております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

議長。

それでは来年度の予算編成へ向けての取り組みの状況でございます。

基本的には先ほど市長の答弁にございましたように、これまで取り組んできております、担い手の育成と小規模農家の、いわゆるそれを対象にした集落営農のシステムづくり。この大きな柱というのは、今後とも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど議員のご質問の中にもありましたように、国が来年度から品目横断的経営安定対策の中で、集落営農の推進を一つ掲げております。

例として、小規模農家と集落営農の経費の比較も質問の中で報告がございましたが、確かにこういったひとつの農機具等の共同化によってコスト削減につなげていくことが集落営農のシステムづくりに効果があると考えております。

そういった意味では、現在農協と連携を取りながら昨年からは集落へ出向いて行って、推進に取り組んでおるという状況でございます。

今年度は旧集落を重点地区として、現在集落営農の推進を実施をしておるという状況でございます。

また今年度の新規事業としましては、単市の制度等を生かしまして、集落営農推進事業として、集落のシステムの将来に向けた営農システムづくりをしていただく中に、市としての支援をしていくと、というような一つの新しい制度も設けてあります。こういったこれらの事業の進捗を見ながら、来年度の予算編成に向けて、考え方を整理していきたいと考えております。

ただ、これまでの集落営農の推進の中で、一番大きな課題として挙がってきているのは、やはり集落の中でもリーダーの育成というものが非常に大きな課題であると実感をしておるところでございます。こういったひとつのリーダーの育成の取り組みとして、今年度8月の初旬に市内の先進的な取り組みをされておる事例発表、あるいは情報交換の場ということで、集落営農推進大会を催させていただきました。これらには中山間の協定、あるいは農地・水・環境の協定集落の代表者の皆さんにご参加をいただいて、ひとつの成果があったのではないかと考えておるところでございます。

こういったところで先ほどから申し上げてきておりますような、一つの大きな柱を中心としながら、集落のリーダーの育成といったところを中心にした、予算編成になろうかと思っておりますが、具体的にはこれからの作業でございますので、そういったところを中心としながら、編成をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。(秋田議員、挙手)

○松浦議長

あるようですから発言を許します。

2番 秋田雅朝君。

○秋田議員

はい。

再々質問ということでございます。くどいようでございますが、また2度目の答弁で市長さんの方から、国の施策、いわゆる自民党の担い手政策と民主党の個別保障制度ですか、そのこのところあたりの話もしていただいたわけですが、今日の農業新聞等にちょっと出ていたのですが、民主党の政策を支持するのは4割ぐらいいるとのことと、参議院選挙の話もされましたけども、そういった地方の農政への不満が、こういう参議院選挙の結果として表れたということは、誰しもが認識しているところですが、現実それが執り行えるかどうかというのは、ちょっと私たちがどうのこうの言えることではないと思いますけども、とりわけ今は与党の担い手政策で進んでいくというわけです。どうしても国が集落営農を推進していかなくてはいけないんだと、いうことは重々認識いたしておりますし、また市の行政サイドの方もその取り組みをなされているわけですが、やはり今答弁の中で、小規模農家への取り組みというのはまだまだよく伝わってこないです。くどいようですが、この小規模農家への取り組みというのは、私は17年のときに質問をさせてもらって、集落営農を進めていくんだと。18年にも質問をいろいろさせてもらったりする中での、答弁は必ず集落営農というのが付いて回っているわけで、そこらの2年間の状況を見ましてもやっぱり横ばいというのは、行政だけの責任ではないと思いますが、当然農家側の考え方ですが、そこを何とかしないと今後の農政は成り立たないと思っているのが、率直な私の意見です。

では、それをどうするかということになるのに、どうしても何かの手立てを行っていかねばいけない、何かの手立てをするのが、何かというのが行政サイドの、あるいは私たちの立案能力を持たなければいけないということも伺っておりますので、そういったことを検討していかないといけないと思いますので、当面すぐに結果が出るようなことではないと思います。しかし、タイムスケジュール的なものをつくって、しっかり計画性のもとに取り組んでいかないと農家の方へ対しての政策としての十分な満足度は得られないと思います。

くどいようですので、この辺でやめさせていただきますが、最後にこういった農業の質問をさせていただいたわけですが、一般質問で質問させていただいたことを、広報等で公表する義務があると思いますので、再度市長さんにお伺いするわけですが、農業の発展は最終的には自主財源確保にもつながると思いますし、また地域に活力を生み出し、あるいは強いてはその本市の将来像である、人輝く・安芸高田市につながっていくと思います。

そこらあたり、また先ほど市長さん、県の農業会議の話もされましたけども、そこらあたりでの話も踏まえて、市長さんとしての今後の農業全般、稲作に限らず、本市の農業全般の展開をどのように考えて

おられるか、ご答弁をいただき、私の最後の質問とさせていただきます。

○松浦議長 ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 今年度のいわゆる水と土と環境の問題を定義に、随分県の農政府と論議を時間をかけてさせていただきました。

その中で、県の農政部長の考えは、将来国も大規模農家を育成するが、その目的は予算の自由化に対抗する考えだから、極端に言えば小規模農家までかかわっていかれないというのが県の方針で、それはおかしいと、県の中央会もがんがん反論しましたが、やっぱり農村というのは、小規模農家がいこそ農村が成り立っていくので、小規模農家がつぶれてしまつては、地域そのものがだめになるのではないかという論議を随分しました。なかなか県の考えとかみ合わなかったわけですが、ようやく県も最近になって、来年度小規模農家の政策も考えてきはじめました。

というのは、水と土と環境の補助金をとり入れることになったわけでありまして、随分県民におかしなことを言う、国の政策を本当に受け入れをして農村をどのように思っているのかというのを、私は本当に腹の底から腹が立ちましたが、やっぱり農村というのは、そういう小規模農家と営農集団や法人とかいろいろあり、初めて農村という地域社会が立って、今にいておるわけなので、議員おっしゃるように小規模農家を切り捨てたらもう農村はだめになると、というのが我々が考えておる目標なのです。

したがって、やはり小規模農家は農業生産というか世界的なコスト競争には何ぼやっても勝てないものです。しかしそれを国の政策として、その何とかさばっていくということがないと、日本の農村というのは成り立っていかないようになるということがありますので、我々もそういう点では、小規模の農家を、今までは農村も兼業農家が大分景気がよかったのですが、兼業の機会が少なくなったということで、これもちょっと景気が悪くなっておるわけでありまして。やはり小規模農家の位置づけというのは、我々も今後やっていかなければいけないと考えております。

○松浦議長 これで答弁を終わります。

以上で秋田雅朝君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

7番 塚本近君。

○塚本議員 はい、議長。

7番、新政会の塚本でございます。

さきに通告いたしております2点についてお伺いをいたします。

1点目は平成20年度の予算編成に向けて、事業の集中化を図っては、でございます。本市の財政状況は今定例会前に提出された資料を

見ても非常に厳しい状況にあります。これまでの各種事業推進のための地方債の発行でその残高の増加などにより、財政構造の判断基準とされる数値はいずれも警戒値を示し、危機的な状況にあります。

合併をし4年目を迎えておりますが、今日までの各種事業予算を見ますと、依然として旧6町の事業を引き継ぎ、継続しているように思われます。ハード面、ソフト面をそれぞれもう一度精査し、事業の選択と集中化を図る必要があると考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

2点目は、美土里町横田地域の飲料水の今後の方針であります。これまで旧美土里町では、平成元年より進められ、水源の確保のための調査や水質検査が行われてきましたが、今年の行政の地域懇談会では、試掘調査において飲料水として適当とされる水が確保できたと聞き、横田地域の住民の皆さんも大変喜ばしい情報であり、私も課題解決に向けて一歩大きく前進したものと思っております。

今後は一日も早く事業認可等の手続きを進めていただきたいと思いますと思っておりますが、今後の事業計画の見通しを伺うものであります。

しかしここで私が非常に心配することは、今回の調査では水量が十分でなく、給水計画人口で5百人分しか確保できないとのこと。残りの3百人余りの水の確保をどうするかでございます。

支所別懇談会では、残り3百人についてはボーリング補助で対応していくとの考えでありましたが、今日まであれだけボーリングをしてもなかなかよい結果が出なかった当地域であります。ほかに水源確保を求め、一体的な事業としては考えられないのでしょうか。また5百人の事業認可を受けて、3百人の水の確保ができたとき、追加認可はできないのか伺います。

水源の確保であります。例えば本郷地域の水源の利用、吉田地域の水道管の延長、そして今回試掘された近くでの再ボーリング、本村川の伏流水などでの確保です。本郷地域、吉田の管の延長は制度的にも非常に困難なことも私もある程度聞いておりますが、地域の皆さんは同じ安芸高田市の市民なのであります。それがその水が飲めないなど、非常に疑問に思っておられます。そういう疑問にこたえるためにも、地元との話し合いが必要と思っておりますが、その気持ちがあるのか伺います。

最後に行政もご承知のとおり、今回吉田地域振興会【横田振興会P168で訂正あり】においては一日でも早い課題解決のために、独自に上水道整備意向調査を行っておられます。これは単に地域からの要望ばかりをするのではなく、自分たちができることは自分たちも協力するという考え方から取り組まれたものと思っております。

振興会の皆さんが多く時間と労力を費やして整備されたものです。市民と行政の協働のまちづくりを進める上からも、この結果をもとに行政の主体性を発揮し、あらゆる面から振興会とともに課題解決に向

けた取り組みが必要ではないでしょうか。今回、行政に提出された情報の内容を行政として、どのようにとらえられておるのか伺うものがあります。

以上2点よろしく願いをいたします。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議長。

ただいまの塚本議員のご質問にお答えします。

まず、平成20年度の予算編成における事業の選択と集中化についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、本市の実質公債費率は平成18年度地方財政状況調査によりますと17.9%となっております。昨年と比較しますと1.1%の上昇で、起債の発行に際して、許可を必要とする18%ぎりぎりのところまでに財政の状況はなってきたということでございます。

恐らくこの状況でいきますと、来年度の数字は18%を超えるのではないかと思います。

新聞でもご存知のように、島根県は全市町村がもう18%を超えている。起債の許可を取らなければ起債が借りれないような状況になっております。広島県でも7つの市町村が既に18%を超えており、23のうちの7つでございますが、そういうどこでも非常に厳しい財政の状況になっておりまして、財政事情を考えますと、将来にわたって持続可能な健全財政を維持しながら、多様化、高度化し、増大する市民の行政需要にこたえていくためには、歳入における自主財源の確保、歳出経費の削減などの行政改革は当然のことではあります。さらに事業の選択と集中による財源の重点配分が大きな課題になってまいります。

事業の選択と集中化につきましては、ハード事業においては、市の総合計画に掲げる主要事業を厳選して、事業推進を図りたいと考えております。またこれからは、かつてのようなハード事業中心型の施策のみならず、自治振興組織を中心とした地域の活性化はもちろんのこと、少子高齢化対策、過疎化の進行に伴う定住施策などを中心とした、ソフト事業に重点を置いた施策も今後、重要になってくるものと思っております。

当然のことではございますが、各事業の計画実施にあたっては、財政的な裏づけがなされていなければなりません。

健全で安定した財政を基本に、さらなる内部の努力や事務事業及び行政機構の抜本的な見直しなど、一層の緊張感を持って行政改革を推進し、限られた財源を最大限に有効活用した、市民と行政の協働のまちづくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

これからも、安芸高田市の将来を担う子どもたちに健全な財政が引き継げるよう、後年度の財政負担を慎重に考慮した上で、総合計画に

掲げる主要事業を計画的に遂行し、安芸高田市の将来へ向けて投資をしていかななくてはなりません。必要最小限の経費で最大の行政効果が得られるように、効率的で市民の皆さんから信頼感のある予算の編成及び事業の執行に努めたいと考えておるところでございます。

また予算規模は縮小しても、事業成果は維持または増大していくよう、全職員が一丸となって、創意工夫に努める所存でございます。今後におきましても、市の総合計画に掲げております、施策を着実に推進し、安芸高田市の魅力をより一層高め、住民自治の確立を目指して、市民の皆様がこの地に住んでよかったと思えるような、地域をつくっていただけるように努力をしてまいりたいと思っております。

次に、美土里町の水道事業についてのお尋ねでございますが、横田地区の水道につきましては、簡易水道での整備が予定されており、計画給水人口はおおむね1千人となっております。旧美土里町時代から平成元年頃から既に10年水源の調査を実施されておりますが、必要な水源をなかなか見つけることができないのが、今までの10年間の合併前からの調査でございました。

合併後においても、市において引き続き水源調査をしましたが、平成17年度までの時点で、計画に必要な水源を確保することができておりません。

この間、関係議員さんを初め地域の方々から、この地区の今後の整備のあり方について再三質問等をいただいております、市としても何らかの方向性は出す必要があるということから、平成18年度に再度水源調査を行ったところです。

その結果によっては、今後どのような整備手法をとるかということが課題となりますので、調査のエリアを少し広げ、横田地区の周辺も含め水源調査を行ったところです。

結果といたしましては、隣接する矢賀地区において一定の水質基準と水量を満たす水源を見つけることができましたが、水量的には横田全地域に給水できる量でないわけです。全体の約半分程度の区域しか賄えないという状況があるわけです。

市といたしましては、この調査結果やこれまでの状況から判断して、横田地区全体の整備を行うには水量が十分ではないにしても、特に水環境の厳しい地域を対象に、簡易水道の整備を図りたいと考えております。

特に今まで水で大変苦勞しておられるのは、この県道端、横田の県道端の地域が一番苦勞されておられるようなので、その地域を中心にしてやれば現在の水量で賄えるということがあるわけですが、住民の意向調査が先般も振興会で実質的にやられたのが出ておりますが、これから言いますと全地域をカバーしなければいけない。横田地域はそのようなこともありますので、困っておるところでございます。

この調査は横田地区の振興会が独自に矢賀地区を含め調査されたと

聞いておりますので、かなり専門的な分析もしておられるようで、今後整備に対しては参考にさせていただきたいと考えて、特にアンケートの最後で指摘をされております簡易水道事業区域外への対応につきましては、飲用水供給施設補助事業、いわゆる自己ボーリング等の助成事業で対応を検討させていただければとも考えておるわけですが、今後十分地元とともに協議をしていく必要があるかと考えておるところでございます、この詳しい状況については担当部長もおりますので、そこらもまた補足の説明もご質問があればさせていただきたいと思っております。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

7番 塚本近君。

○塚本議員 先ほど市長の方から答弁をいただきましたけれども、本定例会前にいただきました、総合計画実施計画書に平成19年から平成23年までの計画が載っておりますけれども、行政財政環境は極めて厳しい環境の中、総合計画を総合的、計画的また効果的に推進するためにと記してありました。また毎年度予算編成と合わせ、本計画のローリングを実施するとも記してあります。

その中身を見ますと、安芸高田市の基本方針に沿って、それぞれ快適で賑わいのあるまちづくりであり、また心豊かで創造性に富んだまちづくり、人と環境にやさしいまちづくり、多彩な生産と交流のまちづくりなどに基づいて、多くの事業計画が達成されております。

本市の財政を考えたときに、これらすべての事業が確実に果たして行われるのかということを私は危惧いたすわけでございます。

市長は昨日、今年度の行政懇談会において、財政が苦しいことを市民の皆さんへわかっていただきたいと、いう思いで財政の話をしたと聞いておられます。しかし、各会場での市民の皆さんの要求は非常に多い中、その声にこたえるためにも、幅広く浅くの事業ではなく、重点的に事業の選択と集中化、また効果的な事業を行う必要があると考えますが、再度市長の考えをお伺いいたします。

なお、2点目の飲料水の問題でございますけれども、最初の私の質問のときに、振興会の名前を吉田町振興会と申したようでございます。横田の振興会に訂正させていただきます。

美土里町の飲料水の件は、いろいろ整備の仕方、今後の課題もたくさんあると思っております。特に私が感じているのは、先般の支所別懇談会においても、いろいろな課題が地元の皆さんから出されております。そのとき後日協議の場を設定してほしいと、いう住民の皆さんの声が随分ありました。その後行政としてこの問題について、地元に対してどう取り組みを進めたのか、また進めようとされているのか、その点について再度お伺いをいたします。

○松浦議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

非常に財政が厳しい、これはうちだけではないわけでありまして、広島県でもこの間の新聞を見ますと、18%を超えたのは庄原と三次とそれから広島市と、3つですか、それから町がやっぱり4つぐらいあったと思います。近隣の北広島あるいは安芸太田、それから神石高原町、やっぱり旧合併前に事業をやった、これはむだな事業ではないはずですが、いろいろな事業をやったつけがやはりきて、北広島あたりも20%を超えておるといいう状況になっております。

したがって、この財政状況を先般も申し上げましたように、それぞれ夕張のように赤字の補てんのために、借りた起債はどっこもないわけでございます。したがって、それぞれ一生懸命頑張って事業してやった起債でございます。

したがって我々も、もうぎりぎりのところにきております。恐らく来年度には18%を超えるのではないかと思います、そういう中で、議員ご指摘のように選択と集中を今後やっていかなければいけないということは十分我々も考えておりますし、毎年計画をローリングし、財政をにらみながら見直しをしていく。特にハード事業については、今やっている以外のハード事業、新規のハード事業はここ3、4年はできないのではないかと。そういうような今、財政状況に立ち至っておりますので、また議員の皆さんとも十分協議をしていきたいと思っております。

それから横田地区の水道については、先ほど申し上げた10年来、合併前からいろいろ水源の検査をして、辛苦してきておられたわけです。したがって、何とか今一番困っておられる県道筋ぐらいは、今の水で賄えるように、専門家の意見を聞いてもそれは可能というようなことですが、先般来、横田の地域振興会で協議された状況を見ますと、やっぱりかなり広域に要るようなお話もあると聞いております。これは後ほど状況は部長から報告をしたいと思います、ということになると、もう一遍水源の見直しをしてこなければいけないという問題もあるので、状況によっては個人で単独のボーリングをし、そういう制度はございますので、ボーリングをされて十分水を賄っておるといような、点々とはおられるといような状況も聞かせておりますので、今後地域と十分話を詰めていく必要があると思っております。

それから余っている水があるのを、この簡易水道にというお話でございます。これはご存知のように本郷地区にやっております、農林水産省の補助金をもらってされた営農飲雑の事業でございます。我々は大変このことにはどうも納得がいかないのですが、営農飲雑は農林水産省の事業で計画を立ててやっておりますので、この余った水は簡易水道には使えないといような、去年から県と交渉しています。亀岡議員さんも早くからご指摘をいただいておりますので、県と交渉していますが、いまだにやっぱりそのことがネックになって、それでは使

ってもよいということにはどうもならないというのが、我々も大変そのことには苦慮しておるのが実態でございます。

○松 浦 議 長

続いて答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

補足説明ということでさせていただきます。

今の市長の方から横田地区の概要等、報告がございましたが、基本的には横田地区の隣接の矢賀地区で、平成元年からずっと調べられた中で1カ所、基本的には少し少ないのですが使える水があり、また平成18年度に調査した分で合わせまして、5百人程度の水源の確保ができるだろうということで、今それを基本に19年度で事業を進めるべく検討しているところですが、先ほど話がございましたように、地域の方にとっては非常にそこらの点について、全部が整理できないということにアンケートでも大変危惧を書かれております。

地元との取り組みということで、先般矢賀地区、水源となりますので、矢賀地区の分につきましては、9月の初めに内容をご説明をさせていただくということで行っております。アンケート等でお出しておりますので、横田地区につきましては、支所と連携をとりながら振興会の役員さん等といろいろ調整をして、いろんな課題について協議をさせていただきたいと思っております。

それで先ほどもございました、本郷地区の水の問題ですが、この事業としては非常に水があり余るとご指摘もいただいておりますが、本来、営農用の水と簡易水道の人が飲む水等を合わせた農林水産省の補助事業でございます。これに限らず簡易水道事業、水道事業が一定の対象区域を決めて、そこに必要な水を供給をし、それによって経営するというのが基本でございますので、原則としては、幾分余裕があってもそれが余っているという解釈にはならないということに、県の方ともいろいろ話をしていますが、そこらの事業については非常にハードルが高いものがございます。

それともう一点、我々の方でこの平成19年度から国の方の指導と申しますか、通達がございまして、いわゆる安芸高田市内、これは全国そうですが、厚生労働省の方から現在の合併の推進というか、進展に合わせて水道事業を大きく分けまして、公営企業の水道と簡易水道がございまして、これらの経営基盤の強化をするために、制定基準の見直しも行う必要があるということで、現在ある市内の簡易水道と今後計画するもの、統合計画を出しなさいということになっております。これらを平成21年度までに策定して承認を得た中で、今後の整備をするようなスケジュールも今示されておりますので、我々としましても横田地区、先ほども市長の方からございましたが、水源をずっとこれまで10数年にわたって、調べてこられてなかなかないという状況の中で、やはり単独でこの制度をするのは非常に難しいので、補助事業にのって整備をしていきたいと考えております。

今後地域住民の方々と協議の中で、ご理解を賜りながらこの現在あるもので、できるだけ整備を進めさせていただいて、特に水環境にきつい所についての生活環境の改善、また詳細については、ボーリング補助等をいろいろ注文を出していく必要があるかと思いますが、現状では以上のようなことです。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○塚本議員

はい。議長。

○松浦議長

はい。7番 塚本近君。

○塚本議員

簡単に2点ほどお願いいたします。

先ほど再々質問させていただいたときに、横田地区の本郷の事業計画、民家を含めてどのようになるかということがまず1点と、先ほど部長の方から平成19年度水道事業の改善ということで、本郷統合計画という話をいただきましたけれども、これは具体的にどのような形のものなのか、その2点だけお伺いをいたします。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

今後の事業推進ということで、現在頒布しております5百人規模のもので、最短でこの事業をするということになりますと、19年度におきまして、広域設定等の利用計画のプランの策定、給水区域の設置をさせていただき、20年度に事業計画及び変更認可の作成、簡易水道統合計画の策定を行っていく必要があると思います。

それから21年度にそれぞれの申請、あるいはこの事業は事前評価等がありますので、そういうものを見ながら国庫補助事業の要望をし、最短でいきますと22年度ごろに事業の着手ができるのではないかと考えております。

それから事業費のつぎ具合等いろんな問題がありますが、26、7年ごろぐらいに向けての完成ということで、今想定でございます。

それから統合計画、実は少し説明が不足しておりますので、申しわけございません。経営を統合しなさいということで、施設の統合ということではありませんので、いわゆる5千人を超えると事業会計での経営をするということで、国の方も経営基盤を強化するという中で、周辺の簡易水道等を公営企業の中へ、一緒に統合していく必要があるのではないかとというような方向での通達等が来ておるということです。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

以上で塚本近君の質問を終わります。

これをもって、一般質問を終了いたします。

本日の日程を終了いたし、散会いたします。

議事の都合により、明日15日から18日を休会といたし、次回は

19日午前10時に再開をいたします。  
ご苦勞さんでした。

~~~~~○~~~~~

午後2時01分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員